



8月1日は限度額適用認定証等と高齡受給者証の更新日です

国民健康保険加入の皆さんへ

国民健康保険では、加入者の年齢や世帯の所得に応じて1ヵ月の医療費の自己負担限度額が決まっています（下表のとおり）。

事前に「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、保険証と一緒に提示すると、医療機関等の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります（食事代や部屋代は含みません）。有効期限が平成28年7月31日の認定証をお持ちの方は更新手続きをしてください。

なお、これらの認定証の手続きをしていない場合や、医療機関等で提示しなかった場合は、高額療養費の申請により医療費の還付を受けることができます。

■1ヵ月の自己負担限度額（年齢および所得別）

【70歳未満の方】

所得区分 (基礎控除後の所得)	自己負担限度額	
	3回目までの限度額	4回目以降の限度額(※1)
ア (901万円超)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ (600万円超901万円以下)	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ (210万円超600万円以下)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ (210万円以下)	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

【70歳～74歳の方】

所得区分	自己負担限度額		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降の限度額(※1)
現役並み所得者(※2)	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	12,000円	44,400円	
低所得Ⅱ(※3)	8,000円	24,600円	
低所得Ⅰ(※4)	8,000円	15,000円	

(※1) 過去12ヵ月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

(※2) 同じ世帯に70歳～74歳で住民税課税所得が145万円以上の国民健康保険加入者がいる方。ただし、一定の条件を満たす場合、所得区分が「一般」になることがあります。

(※3) 世帯主および国民健康保険加入者全員が住民税非課税の世帯の方

(※4) ※3の条件に加えて、各所得（公的年金等控除額は80万円として計算）が0円の方

■問合せ

保険医療課保険担当（市役所内線253・254）

限度額適用認定証等の申請・更新について

■対象者

- ①70歳未満の国民健康保険加入者で国民健康保険税の滞納がない方
- ②70歳～74歳の国民健康保険加入者で、低所得者Ⅰ・Ⅱの方

※福祉医療皆受給者証をお持ちの方も申請が必要です。

■申請に必要なもの

- ①国民健康保険証
- ②印鑑
- ③世帯主および対象者の個人番号確認書類(通知カード、マイナンバーカード(個人番号カード)など)
- ④本人確認書類(運転免許証など)

■留意事項

- ①「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は申請月の初日から有効です。
- ②所得区分が「オ」「低所得者Ⅰ」「低所得Ⅱ」の方には、事前の申請により、入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。非自発的の失業者として国民健康保険税の軽減を受けている方も食事代が減額できる場合があります。
- ③所得区分を判定するために、同じ世帯の国民健康保険加入者全員の所得申告が必要です。

国民健康保険加入の70～74歳の方へ高齡受給者証を送付しました

8月1日から有効の新しい高齡受給者証をお送りしました。医療機関で受診する際には、保険証と一緒に高齡受給者証を提示してください。

■窓口での負担割合

	自己負担割合
生年月日が昭和19年4月1日以前の方	1割
生年月日が昭和19年4月2日以降の方	2割
生年月日にかかわらず一定以上の所得がある方	3割

新しい高齡受給者証の有効期限は、平成29年7月31日（ただし、平成28年8月1日から平成29年7月31日までに75歳になる方の有効期限は誕生日の前日まで）です。

西脇市では、平成29年度に公立幼稚園8園を1園に統合し、3～5歳児の教育を行います。統合後は平成33年度入園から募集を縮小し、平成34年度末に閉園します。市内認可保育所は、すでに移行している2園に加えて、平成29年度に6園が認定こども園へ移行し、0～2歳児の保育、3～5歳児の保育と教育を行います。

幼保交流研修

来年度からの就学前教育・保育の質の向上を図り、市内すべての幼稚園と認定こども園で同じ教育を受けられるようにするため、平成27年度から各施設の職員は幼保交流研修に取り組んでいます。

幼保交流研修では、各施設職員の合同参加による講演会や公開保育等の研修会を行っています。その中で、互いの教育・保育実践について意見交換を行いながら幼児の活動に関する理解を深めています。平成28年度は全11回の幼保交流研修を予定しています。6月には西脇こども園と重春幼稚園で、大阪総合保育大学・瀧川光治教授の指導のもと



重春幼稚園 5歳児料理作り

就学前教育・保育

- 幼保交流研修でのポイント
 - ①乳幼児の心身の調和をはかり、心が揺り動かされる体験が大切
 - ②友だちと共通の目標を持ち、協同する経験の中で、友だち同士が互いに認め合う関係を育てることが重要
 - ③友達と一緒にしかかかわることが楽しいと思える人間関係の土台作りが大切
 - ④年齢に応じた活動の事前事後の話し合いを持つことが、小学校以降の教育で重要

と、公開保育の幼保交流研修を行いました。西脇こども園では各施設職員が3～5歳児の保育を参観し、各年齢の子どもたちが協力して活動を楽しむ様子から発達連続性を学びました。重春幼稚園では自然豊かな園の環境を生かした協同的な遊びを参観し、幼児期に自発的な活動を学ぶことが、小学校以降の教育の基礎となることを学びました。



西脇こども園 4歳児動物作り

就学前教育・保育
に関する
Q&A

Q 認定こども園の保育園部と幼稚園部はどんなところが違いますか。

A 主には「入園要件の有無」「教育・保育時間、休園日」「保育料」です。

①入園要件の有無
幼稚園部は3～5歳児であれば入園できます。保育園部は就労や病気・出産などで保護者等が家庭で保育できないことが入園の要件となります。
②教育・保育時間、休園日
保育園部は通常午後6時ごろまで保育を行います。幼稚園部は通常午後2時ごろには降園します。幼稚園部で午後保育が必要な場合は延長保育の制度を利用できますが、実費が別途必要となります。

	保育園部	幼稚園部
入園の要件	保護者等が家庭で保育できないこと	—
教育・保育時間【休園日】	例 午前8時～午後4時（短時間） 午前7時～午後6時（標準時間） 〔日曜日、祝日、年末年始〕	例 午前8時30分～午後2時 〔土曜日、日曜日、祝日〕 〔夏季・冬季・春季休園〕
保育料	保育園部保育料	幼稚園部保育料

(※1) 時間は一例で、実際の時間は園によって異なります。

(※2) 教育・保育時間は就労等の時間数によって、月48時間以上で短時間、月120時間以上で標準時間の保育が認定されます。

③保育料
詳細については、市ホームページまたはこども福祉課へお尋ねください。
■問合せ こども福祉課（市役所内線337）

休園日は別表のとおりです。